一　保安林の所在場所　北海道留萌市大字留萌村字ペンケペサン一五八一の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び留萌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯南町向粥見字長入二六八五の一、二六八九の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字長入二六八五の一・二六八九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
字長入二六八五の一・二六八九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　三重県熊野市五郷町寺谷字桑谷一三九四、一三九五、一四〇八、育生町尾川字平松九六四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町森字大名倉二四五二の六〇、二四五二の六二、二四五二の六三、二四五二の六四、二四五二の六五、二四五二の六六、二四五二の六九、二四五二の七〇、字杤さわし二四五三の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大名倉二四五二の六〇・二四五二の六二・二四五二の六三・二四五二の六四・二四五二の六五・二四五二の六六・字杤さわし二四五三の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一　保安林の所在場所　三重県熊野市甫母町字横手三五四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月七日

農林水産大臣　石破　茂

○環境省・農林水産省告示第六号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月二十八日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十一年九月七日

農林水産大臣　石破　茂
環境大臣　斉藤　鉄夫

承認番号　09―46 P―0011

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ダウ・ケミカル日本株式会社 代表取締役　フィリップ・ファイル 東京都品川区東品川２丁目２番24号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ダイズ（改変*aad―12*, *pat*, *Glycine max* (L.) Merr.）（DAS68416, OECD UI：DAS―68416―4）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所在地：福岡県小郡市山隈821 名　称：ダウ・ケミカル日本株式会社小郡開発センター隔離ほ場 使用期間：承認日から平成23年３月31日まで １　隔離ほ場の施設 (1)　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 (2)　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。